

# 青森県報

第四千四百九号

平成三十年  
二月七日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 理容師法による管理理容師の講習会の指定…………… (保健衛生課) …… 一
- 美容師法による管理美容師の講習会の指定…………… (同) …… 一
- 港湾協力団体の指定…………… (港湾空港課) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 二

### 公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (構造政策課) …… 二
- 換地計画の決定…………… (農村整備課) …… 三
- 収用委員会…………… (監理課) …… 三
- 収用の裁決手続開始の決定…………… (監理課) …… 三
- 公営企業…………… (監理課) …… 三
- 具有財産の売却に係る一般競争入札…………… (病院管理局) …… 四
- 平成二十九年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第二号)ほか二件の要領…………… (新産業都市建設事業団) …… 五

## 告 示

## 示

### 青森県告示第八十号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成三十年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称  
東京都江東区有明三丁目七の二六 有明フロンティアビルB棟九階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成三十年六月十一日(月)、平成三十年六月十八日(月)、平成三十年六月二十五日(月)の三日間の午前九時三十分から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

- 三 受講対象者  
理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先  
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の一八 第一広瀬ビル七階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター東北ブロック事務所
- 五 受講料  
一万六千円

### 青森県告示第八十一号

美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成三十年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称  
東京都江東区有明三丁目七の二六 有明フロンティアビルB棟九階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成三十年六月十一日(月)、平成三十年六月十八日(月)、平成三十年六月二十五日(月)の三日間の午前九時三十分から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

- 三 受講対象者  
美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先  
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター東北ブロック事務所
- 五 受講料  
一万六千円

青森県告示第八十二号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十一条の二第一項の規定により、次の団体を港湾協力団体として指定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称  
みなとオアシス八戸運営協議会
- 二 住所  
八戸市新湊一丁目二四の二二
- 三 事務所の所在地

- 八戸市新湊一丁目二四の二二
- 青森県告示第八十三号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十一条の二第一項の規定により、次の団体を港湾協力団体として指定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称  
あおぞら組
- 二 住所  
下北郡大間町大字大間字蛇浦道一の一七
- 三 事務所の所在地  
下北郡大間町大字大間字蛇浦道一の一七

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を平成三十年二月七日認可したので、同条第五項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

平成三十年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
久保田 勝二	弘前市大字時苗字樋田 二一の二	弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七

株式会社山本米菜園	弘前市大字土堂字早川五五の一	弘前市大字土堂字早川三〇〇の一
高橋 直巳	三戸郡五戸町字応田八の二三	三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六
有限会社今藏	三戸郡五戸町大字倉石又重字北向三六	三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後九

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、大平地区の県営土地改良事業に係る第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成三十年二月八日から同年三月八日まで
- 三 縦覧の場所  
外ヶ浜町役場

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成三十年二月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称  
青森県

二 事業の種類  
一般国道279号改築工事（むつ南バイパス・青森県むつ市大字田名部字土手内

地内から同市大字田名部字内田地内まで及び同市大字田名部字赤川ノ内並木地内から同市大字奥内字大室平地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所  
別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成三十年一月二十九日

別表1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 収用しようとする部分

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求め、土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県むつ市大字田名部字内田	42番1067	山林	宅地 見込地	1,603	1,610.99	628.27

(2) 使用しようとする部分

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		使用しようとし、明渡しを求め、土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県むつ市大字田名部字内田	42番1067	山林	宅地 見込地	1,603	1,610.99	5.26 4.11

別表2 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
土地所有者不明 ただし、登記記録の所有者 遠藤 治雄	東京都台東区谷中七丁目11番11号

公 営 企 業

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年二月七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
青森市造道三丁目二五の三五	宅 地	九七九・七六

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

場 所

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院運営部管理課

青森市桂木四丁目八の二 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院運営部管理課

2 入札日時

平成三十年三月七日 午前九時から

平成三十年三月十三日 午後五時まで（必着）

土曜日及び日曜日の受付は行わない。

3 開札場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院三階大会議室

4 開札日時

平成三十年三月二十日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

雑 報

青森県事業団公告第一号

平成三十年一月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百十六回定例会の議を経た平成二十九年青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第二号)ほか二件の要領を地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年二月七日

青森県新産業都市建設事業団  
理事長 三 村 申 吾

平成29年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第2号)

平成29年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,018千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297,076千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 217,058	千円 80,018	千円 297,076
	1 臨海収入	216,175	80,019	296,194
	2 市川収入	883	△1	882
歳入合計		217,058	80,018	297,076

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 217,058	千円 80,018	千円 297,076
	1 臨海事業費	216,175	80,019	296,194
	2 市川事業費	883	△1	882
歳 出 合 計		217,058	80,018	297,076

平成29年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 事業費用	21,820千円	21,054千円	42,874千円
第3項 特別損失	0千円	21,054千円	21,054千円

平成29年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	140,000千円	△60,000千円	80,000千円
第1項 長期借入金償還金	140,000千円	△60,000千円	80,000千円

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一  
号  
（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一  
番七十七号  
東奥印刷株式会社  
定価小口一枚二付十五円四十四銭  
毎週月・水・金曜日発行